

大学の国際化と危機管理について

～安全保障貿易管理に関する観点から～



文部科学省

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

背景・課題

- 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」を踏まえ、日本人学生の海外留学、優秀な外国人留学生の受入・定着、大学の国際化を抜本的に強化するとともにそれぞれが相互に作用する好循環の創出が必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。
- 世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材の育成が不可欠。
- 高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。

事業内容

令和6年度要求・要望額 463億円

前年度予算額 372億円

1. 大学教育のグローバル展開力の強化 82億円（40億円）

2. 大学等の留学生交流の充実 382億円（332億円）

（1）大学・地域社会の国際化 60億円（新規）

（1）大学等の留学生交流の支援等 114億円（78億円）

「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」

日本の大学の存在感を世界に発揮するとともに、大学が核となって地域と共に国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行う大学を支援。

- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 60億円
26件程度（高度人材定着促進・共生社会の実現型21件程度/海外展開型5件程度）
（令和6年度-令和15年度）

奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。

- 大学等の海外留学支援制度 114億円
〈協定派遣型〉 29,701人
〈協定受入型〉 5,500人
〈学位取得型〉 大学院： 405人 学部： 317人

（2）教育プログラムの国際化 22億円（13億円）

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 268億円（255億円）

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援

- EU諸国・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援（新規）
（令和6年度-令和10年度：21件程度）
- 米国等との大学間交流形成支援（令和5年度-令和9年度：13件程度予定）
- インド太平洋地域等との大学間交流形成支援（令和4年度-令和8年度：14件）
- アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（令和3年度-令和7年度：21件）
- アフリカ諸国との大学間交流形成支援（令和2年度-令和6年度：8件）

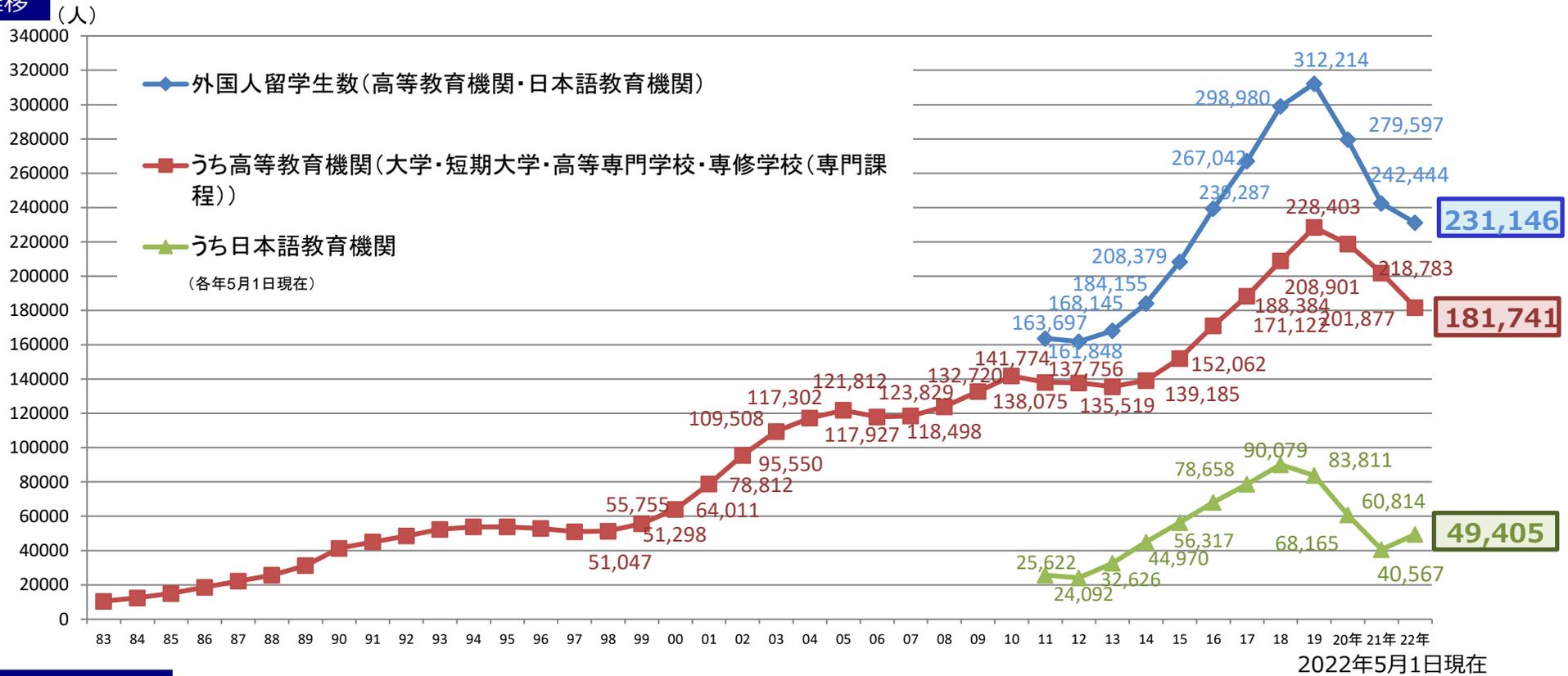
戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。また、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援する。

- 日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善 13億円
・日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業（令和6年度-令和10年度：7拠点）
・日本学生支援機構における日本留学情報発信・分析・戦略立案機能の強化 等
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等 254億円
・国費外国人留学生制度 11,199人
・留学生受入れ促進プログラム 6,611人
・高度外国人材育成課程履修支援制度 800人
・留学生就職促進プログラム（令和5年度-令和7年度：3拠点） 等

※単位未満を四捨五入しているため、計数が一致しないことがある。

外国人留学生数（総数／高等教育機関／日本語教育機関）の推移

推移



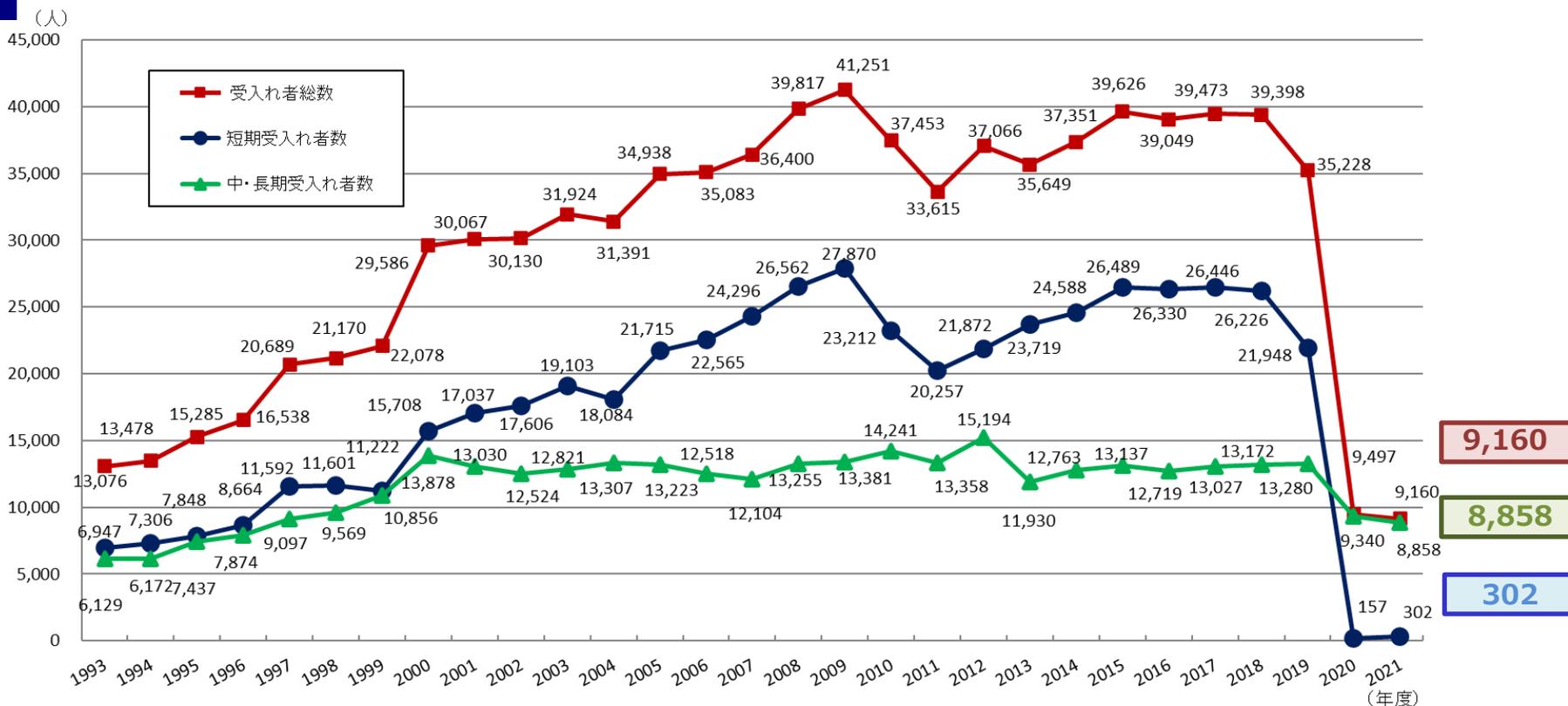
出身国・地域別

| 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年増減 | 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年増減 |
|-------------|------------------|----------|---------------|------------------|-------|
| 中 国 | 103,882(114,255) | △ 10,373 | ス リ ラ ン カ | 3,857(3,762) | 95 |
| ベ ト ナ ム | 37,405(49,469) | △ 12,064 | ミ ャ ン マ ー | 3,813(3,496) | 317 |
| ネ パ ー ル | 24,257(18,825) | 5,432 | バ ン グ ラ デ シ ュ | 3,313(3,095) | 218 |
| 韓 国 | 13,701(14,247) | △ 546 | モ ン ゴ ル | 2,959(2,619) | 396 |
| イ ン ド ネ シ ア | 5,763(5,792) | △ 29 | そ の 他 | 27,181(21,997) | 7,149 |
| 台 湾 | 5,015(4,887) | 128 | 合 計 | 231,146(242,444) | △ |

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

海外からの受入研究者数（総数／短期／中・長期）の推移

推移



※派遣・受入期間が中・長期（31日以上）の研究者数（博士課程の学生は対象外。ただし、2013年度実績より、所属する大学と雇用契約を締結し、職務を与えられ研究に従事している博士課程在籍学生については対象）
 ※2010年度実績から、「ポスドク・特別研究員等」を対象に加えている。
 ※2013年度以降の調査では、受入外国人研究者の定義を変更し、外国人研究者の受入れであっても、その研究者の直前の在籍機関が他の日本の大学や研究機関の場合には含めていない。

受入研究者の受入元国（地域）別

※受入れ者総数

| | 中国 | アメリカ合衆国 | 韓国 | インド | フランス | イギリス | ドイツ | ベトナム | 台湾 | インドネシア | その他 | 合計 |
|--------|-------|---------|-----|-----|------|------|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 2021年度 | 2,400 | 987 | 672 | 383 | 374 | 363 | 308 | 241 | 218 | 210 | 3,004 | 9,160 |

出典：令和4年度科学技術試験研究委託事業「研究者の交流に関する調査」

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ) 海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理の徹底**
 - **教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止**

○安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、**むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提**となるもの。



○**安心して教育研究活動を行うために、大学の適切な対応が不可欠。**

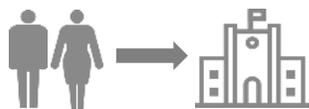
大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

大学等の身近な例

●外国人研究者・留学生の受入れ



●国際共同研究



●外国出張



●国際学会



外為法に基づく安全保障貿易管理

- 我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要
- 特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

大学等に求められる主な取組

- **組織体制の整備・運用**
 - ・担当部署等の決定・設置
 - ・関係規程の策定
 - ・学内研修 等
- **技術の提供や機器等の輸出の確認手続**
 - ・定められた手続の徹底（用途・相手先等の確認 等）
- **研究者・留学生等の出入国等における確認手続**
 - ・留学生等への技術提供等に係る管理
 - ・共同研究の実施時の管理 等



文部科学省の取組

- 大学・研究機関等に安全保障貿易管理の徹底を要請する通知を发出
- 文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施
- 文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施
- 文科省・経産省合同で、**大学における体制整備等の状況確認のための調査**を毎年実施

今後の方向性

- 引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」の周知を図るなど、大学等における体制整備を進める。
- 大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランスを図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の研究者が萎縮することのないよう、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。**

大学における体制整備・規程策定状況【暫定値】

<体制> 輸出管理担当部署の設置状況

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：320校（対象327校）
【2021年4月時点】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 28校 | (71.8%) |
| 私立大学 | 125校 | (64.1%) |

※前年度比 2.5%改善
計 239校 (74.7%)

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月現在】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 32校 | (78.0%) |
| 私立大学 | 137校 | (69.5%) |

※前年度比 4.0%改善
計 255校 (78.7%)

2022年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：332校（対象335校）
【2023年4月現在】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 36校 | (85.7%) |
| 私立大学 | 147校 | (72.1%) |

※前年度比 2.3%改善
計 269校 (81.0%)

<規程> 関係規程の策定状況

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：320校（対象327校）
【2021年4月時点】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 25校 | (64.1%) |
| 私立大学 | 101校 | (51.8%) |

※前年度比 1.4%改善
計 212校 (66.3%)

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月現在】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 30校 | (73.2%) |
| 私立大学 | 126校 | (64.0%) |

※前年度比 8.4%改善
計 242校 (74.7%)

2022年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：332校（対象335校）
【2023年4月現在】

| | | |
|------|------|---------|
| 国立大学 | 86校 | (100%) |
| 公立大学 | 35校 | (83.3%) |
| 私立大学 | 135校 | (66.2%) |

※前年度比 2.4%改善
計 256校 (77.1%)

【調査実施対象】

- 2020年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の327校
- 2021年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の329校
- 2022年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の335校

大学における体制整備・規程策定状況等（2022年度調査結果詳細版【暫定値】）

※回答数は、国立大学86校、公立大学42校、私立大学204校の計332校。

| | 項目 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|--------------|---|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 必須 | ①該非確認責任者を定めている大学数【※1】 | 86 (100.0%) | 35 (83.3%) | 143 (70.1%) | 264 (79.5%) |
| | ②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】 | 86 (100.0%) | 36 (85.7%) | 147 (72.1%) | 269 (81.0%) |
| | ②-1うち、専任部署を設置している大学数 | 11 (12.8%) | 0 (0.0%) | 3 (2.0%) | 14 (5.2%) |
| | ③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】 | 86 (100.0%) | 35 (83.3%) | 135 (66.2%) | 256 (77.1%) |
| | ③-1規程はないが、確認手続きを定めている大学数を含む | 86 (100.0%) | 35 (83.3%) | 141 (69.1%) | 262 (78.9%) |
| 推奨 (一部必須) | ④外国人留学生等の受入れ時における技術提供の確認手続きを規定している大学数【※4】 | 86 (100.0%) | 32 (76.2%) | 120 (58.8%) | 238 (71.7%) |
| | ⑤取引相手先を確認している大学数（入口管理）【※5】 | 86 (100.0%) | 35 (83.3%) | 143 (70.1%) | 264 (79.5%) |
| 推奨 | ⑥帰国時の注意喚起を実施している大学数（出口管理）【※6】 | 60 (69.8%) | 22 (52.4%) | 92 (45.1%) | 174 (52.4%) |
| | ⑦リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数 | 56 (65.1%) | 16 (38.1%) | 62 (30.4%) | 134 (40.4%) |

※1 貨物の輸出や技術の提供（入国後6ヶ月未満の留学生への教授等）を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。

※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制（業務分担・責任関係等）を定めることが必須。

※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。

※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨（リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。）

※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨（リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。）

※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。

まず大学に取り組んでいただきたいこと

【背景】大学等の教育研究活動のグローバル化の進展、科学技術の高度化等に伴い、大学等からの機微技術の流出が問題となるケースが多様化



【対応】安全保障貿易管理に対する理解と効果的な学内の体制整備の構築が重要

「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について（依頼）」（令和4年3月8日）

★経営層の正しい認識が重要

1. 必要な体制の整備

- 留学生の受入れや所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要（例）既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2. 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- サポート資料の活用

3. 必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

（例）近隣大学のネットワークで対応

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版 （令和4年2月経済産業省策定）

【内容】大学・研究機関が、安全保障貿易管理を確実に実施するための外為法の概要、

管理、手順等、実施すべきことを取りまとめたもの。 ※令和4年3月8日文部科学省事務連絡にて周知

H20年策定⇒H22年改訂⇒H29年改訂⇒R4年改訂 ★文部科学省も策定に協力

【改訂ポイント】

1. みなし輸出管理の明確化への対応

- **特定類型該当者**の具体例を踏まえた**説明/確認方法**の解説 等

2. 輸出者等遵守基準改正への対応

- **遵守基準への追加項目**の留意事項を説明 等

3. その他

- **コロナ禍**における輸出管理上の取扱い、**出口管理用の誓約書の雛形**を提示 等

輸出管理関係者を狙ったサイバー攻撃

・大学等の輸出管理関係者を巧妙に狙ったサイバー攻撃が発生

・2018/5/18 文部科学省から国立大学法人等に対して注意喚起

【注意喚起】国際・政治経済・輸出管理・安全保障関係者を狙った標的型攻撃について

実際に観測された標的型メール※

差出人：****@yahoo.co.jp

件名： 至急 確認のお願い

●●様

お世話になっております。

FAXではわかりづらいと思いますので、メールさせていただきます。
よろしくご確認ください。

パスワードは「N#9T4%hYeF」になります。

=====

■■■■■（実在する安全保障輸出管理関係の組織）

この標的型メールは、大学等の特定の輸出管理関係者のみを狙い送付された。

※標的型メール

対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、組織の担当者が業務に関係するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれた、不正プログラムを送り込むメール。

○現状認識/防ぐためには/起こったときには

・リスト規制に該当する研究情報が他国から度々狙われており、サイバー攻撃が実際に発生。

・研究者自身は狙われていないと思っている研究情報であっても、他国は欲しい場合もある。

・輸出管理関係者は、狙われている認識を持つことが必要

・守るべき研究情報を予め組織として特定し、一段二段高い対策を重点的・組織的に行う必要がある。

・サイバー攻撃対策については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群 (<https://www.nisc.go.jp/materials/index.html>) や高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン (<https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>) を参考にしていきたい。

・機微な研究情報がサイバー攻撃により他国に流出した疑いがある場合、文部科学省としても、流出の可能性のある情報の確認など、被害に遭った研究者やセキュリティ担当者と協力して対処する場合があるため、御協力いただきたい。

「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」 （平成29年2月17日文科科学省大臣官房国際課長通知）について

【通知文より抜粋】

昨年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。

これを受け、去る1月23日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文科科学省に対し協力要請がありました。

文科科学省としては、平成18年3月24日付け文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成21年11月24日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、別添の外務省からの通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、**改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。**

(参考) 関連の国際連合安全保障理事会決議 (抜粋)

国際連合安全保障理事会決議第2270号 (平成28年3月2日) 【抜粋】

主文17

全ての加盟国が、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による **北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練** (応用物理学、応用コンピューター・シミュレーション及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む。) **を防止** することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第2321号 (平成28年11月30日) 【抜粋】

主文10

決議第2270号 (2016年) 17の規定を履行する目的で、**北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練**には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、**これらに限定されないことを明確にする。**

主文11

全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、**北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止** することを決定する。

- (a) 核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。
- (b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書について

○「国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書の公表について（情報提供）」（令和3年5月31日付文科省大臣官房国際課事務連絡）【抜粋】

今般公表された国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書（パラグラフ13、14及び附属書9）においては、北朝鮮の研究者との間での共同研究・共同発表論文の事例に関して調査していること、金日成総合大学と学術交流を行っている又は過去に実施したことがあり、同大学の姉妹大学であると特定された37大学（個別の大学名に言及あり）に対して情報提供要請を行ったことなどの記載がなされています。

上記共同研究・共同発表論文については具体例等詳細への言及はなく、また、上記37大学に我が国の大学及び公的研究機関は含まれていませんが、貴機関におかれては、上記依頼通知について改めて御確認いただきますようお願いいたします。特に、**決議第2321号主文11においては、医療交流目的を除き、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされているところです。**決議第2321号主文11をはじめ上記依頼通知に記載している各決議主文の趣旨に改めて御留意いただきますようお願いいたします。

○国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書(2023年3月7日)【抜粋（仮訳）】

19. ドイツのメディアは、2017年以降、**北朝鮮の研究者とドイツのマックスボルン非線形光学・短パルス分光研究所(MBI)の研究者との間で、9本の学術論文が共著で発表された**と報じた。金日成大学(KISU)のIm Song-Jin及び国家科学院のKim Kwang-Hyonの2人の北朝鮮籍研究者は、2008年から2012年にかけてMBIに留学し、それ以来MBIの研究者と協力しており、本件研究の他の北朝鮮側共著者もKISU出身である。

(連絡先)

文部科学省大臣官房国際課 TEL: 03-6734-2032

ご清聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を
引き続き適切に進めていくため、
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を
各大学の皆様に是非ともお願いいたします。